第３次貝塚市障害者計画

第５期貝塚市障害福祉計画

第１期貝塚市障害児福祉計画

概要版

平成30年(2018年)３月

貝塚市

新たな計画の策定

計画策定の趣旨

本市では、平成21年(2009年)３月に「第２次貝塚市障害者計画」を策定し、障害のある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成19年(2007年)３月に「貝塚市障害福祉計画」を策定して以降、４期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

このたび、それぞれの計画の取組状況や国の制度改革の方向等をふまえつつ、今後の本市の障害者施策の方向を定め計画的に進めるため、「第３次貝塚市障害者計画」、「第５期貝塚市障害福祉計画・第１期貝塚市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

計画の位置づけと期間

第３次障害者計画は、障害者基本法に基づき、本市の障害者施策の基本的な計画となるもので、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの６年間を計画期間とします。

第５期障害福祉計画は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、第１期障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害のある児童を対象とする各種支援事業等に関する実施内容、見込量等を定めるもので、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの３年間を計画期間とします。

障害のある人の状況

市内で暮らしている障害のある人は、平成29年(2017年)３月末現在の各障害者手帳の所持者でみると、身体障害者手帳の所持者が3,821人、療育手帳を所持する知的障害のある人が772人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が662人で、身体障害のある人については減少、知的障害のある人については増加、精神障害のある人については横ばい状況にあります。

今後の施策推進に向けた課題

①障害のある人への理解と権利擁護の推進

障害や特性があることで何らかの差別を受けたり嫌な思いをしたという人がアンケート調査では半数以上を占めており、学校や職場、医療機関等における理解と配慮が求められています。

障害者手帳所持者の増加や当事者・家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための体制づくりについても引き続きの課題となっています。

②障害のある人の地域生活を支える取り組みの充実

障害のある人自身や介助・支援者の高齢化、医療的ケアが必要な重度障害のある人の増加等に対応し、保健・医療・福祉の連携を通じて支援体制を充実させていくことが必要です。また、家族がいなくなったときの生活について、多くの人が不安を感じており、障害のある人の生活の場となるグループホーム（共同生活援助）の整備を促進する必要があります。

③障害のある子どもを育むための体制の充実

障害のある子どもが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、児童発達支援センターを中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携による地域支援体制のさらなる充実が重要となります。

④障害のある人の就労機会の拡大、就労・定着支援

より多くの障害のある人が一般事業所等に就労し、また就労を継続するために、事業所等の理解を深めることとあわせて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

福祉的就労に関しては、障害者就労施設のうち、就労継続支援について高い利用意向が見受けられることから、利用者の増加に応じた受け入れ体制の確保・充実が課題となっています。

⑤障害のある人の社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障害のある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

障害のある人を様々なまちづくりの担い手として捉え、地域社会の中で個々の特性や能力に応じて役割を担う社会へと転換を図る必要があります。

第３次貝塚市障害者計画

計画の基本的な考え方

障害の有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障害のある人に対する差別をなくし、また、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障害のある人が地域の中で安心して自分らしい生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、本計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念　ともに生き　ともにかがやく　かいづか

目標像１　障害のある人と障害のない人が互いに尊重しあい、支えあうまち

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまち

目標像２　地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち

障害のある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障害のある人のおかれた状況、ライフステージ等に応じて必要となる生活基盤や支援の充実を図り、だれもが地域社会で安心して暮らせるまち

目標像３　障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活を送れるまち

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人がその有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立し、自分らしい生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまち

平成28年(2016年)に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取り扱いによる権利侵害行為の禁止や、障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取り組みなどを進めていくこととなりました。

合理的配慮とは、障害のある人から、日常生活や社会生活を送る上で不都合を感じないように、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、重すぎる負担にならない範囲で必要な配慮をすること。

施策・事業の展開

障害者基本法の改正により、「障害」の概念が「障害」の概念が心身機能の障害のみならず、社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障害者とする「社会モデル」に転換されました。障害のある人の存在を前提として、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

目標像１　互いに尊重しあい、支えあうまち

啓発・交流

きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育などを通じて、障害特性に応じた配慮など障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるよう取り組みを進めます。

支えあい

地域福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取り組みを進めます。

緊急時の支援

災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

権利擁護

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。また、障害のある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取り組みを進めます。

目標像２　生活支援の充実したまち

情報提供・相談支援

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種制度・サービスの利用に関する情報を提供します。また、障害種別や保健・医療・福祉などの分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

保健・医療

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービス、リハビリテーションなどの提供体制の充実に努めます。

福祉サービス

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

生活環境

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

目標像３　自立した生活を送れるまち

療育・教育

発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育につなげるとともに、地域の学校や幼稚園・保育所、特別支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて一人ひとりの子どもの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

雇用・就労

各種制度の活用を通じて一般企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

社会参加

意思疎通支援や外出支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。また、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、多様な市民活動の促進に努めます。

第５期貝塚市障害福祉計画・第１期貝塚市障害児福祉計画

国や大阪府が示した考え方に基づき、福祉サービス等の提供体制にかかる目標（成果目標）と、福祉サービス等の利用見込量（活動指標）は次のとおりです。

第５期貝塚市障害福祉計画

成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成32年度(2020年度)末までの地域移行者数　目標6人

平成32年度(2020年度)末の施設入所者数　目標63人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置　目標設置

(3)障害者の地域生活の支援

地域生活支援拠点等の整備　目標整備

(4)福祉施設から一般就労への移行等

平成32年度(2020年度)中の福祉施設から一般就労への移行　目標11人

平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業の利用者数　目標29人

平成32年度(2020年度)の利用者の３割以上の就労移行を達成した就労支援事業所数の割合　目標50％

就労定着支援による１年後の職場定着率　目標80％

平成32年度(2020年度)の就労継続支援(Ｂ型)事業所における工賃の平均額　目標14,388円

障害福祉サービスの利用見込量（月平均）

人日分とは「延べ利用日数」のことです。

利用者数を見込んでいないサービスは表記を割愛しています。

居宅介護　平成30年度(2018年度) 2,877時間　平成31年度(2019年度) 2,925時間　平成32年度(2020年度) 2,962時間

重度訪問介護　平成30年度(2018年度) 1,101時間　平成31年度(2019年度) 1,211時間　平成32年度(2020年度) 1,321時間

同行援護　平成30年度(2018年度) 1,316時間　平成31年度(2019年度) 1,316時間　平成32年度(2020年度) 1,316時間

短期入所　平成30年度(2018年度) 276人日分　平成31年度(2019年度) 276人日分　平成32年度(2020年度) 276人日分

生活介護　平成30年度(2018年度) 4,024人日分　平成31年度(2019年度) 4,084人日分　平成32年度(2020年度) 4,127人日分

自立訓練（機能訓練・生活訓練）　平成30年度(2018年度) 118人日分　平成31年度(2019年度) 118人日分　平成32年度(2020年度) 118人日分

就労移行支援　平成30年度(2018年度) 436人日分　平成31年度(2019年度) 452人日分　平成32年度(2020年度) 525人日分

就労継続支援（Ａ型）　平成30年度(2018年度) 814人日分　平成31年度(2019年度) 936人日分　平成32年度(2020年度) 1,058人日分

就労継続支援（Ｂ型）　平成30年度(2018年度) 2,552人日分　平成31年度(2019年度) 2,631人日分　平成32年度(2020年度) 2,743人日分

療養介護　平成30年度(2018年度) 13人　平成31年度(2019年度) 13人　平成32年度(2020年度) 13人

就労定着支援　平成30年度(2018年度) 8人　平成31年度(2019年度) 14人　平成32年度(2020年度) 19人

共同生活援助　平成30年度(2018年度) 61人　平成31年度(2019年度) 65人　平成32年度(2020年度) 79人

施設入所支援　平成30年度(2018年度) 64人　平成31年度(2019年度) 64人　平成32年度(2020年度) 63人

自立生活援助　平成30年度(2018年度) 0人　平成31年度(2019年度) 1人　平成32年度(2020年度) 2人

計画相談支援　平成30年度(2018年度) 72人　平成31年度(2019年度) 86人　平成32年度(2020年度) 100人

地域移行支援　平成30年度(2018年度) 0人　平成31年度(2019年度) 1人　平成32年度(2020年度) 2人

地域生活支援事業の利用見込量（年間）

成年後見制度利用支援事業　平成30年度(2018年度) 4人　平成31年度(2019年度) 4人　平成32年度(2020年度) 4人

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業　平成30年度(2018年度) 16件　平成31年度(2019年度) 17件　平成32年度(2020年度) 17件

要約筆記者派遣事業　平成30年度(2018年度) 3件　平成31年度(2019年度) 4件　平成32年度(2020年度) 4件

手話通訳者設置事業　平成30年度(2018年度) 1人　平成31年度(2019年度) 1人　平成32年度(2020年度) 1人

日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具　平成30年度(2018年度) 11件　平成31年度(2019年度) 11件　平成32年度(2020年度) 11件

自立生活支援用具　平成30年度(2018年度) 24件　平成31年度(2019年度) 24件　平成32年度(2020年度) 24件

在宅療養等支援用具　平成30年度(2018年度) 24件　平成31年度(2019年度) 24件　平成32年度(2020年度) 24件

情報・意思疎通支援用具　平成30年度(2018年度) 33件　平成31年度(2019年度) 33件　平成32年度(2020年度) 33件

排せつ管理支援用具　平成30年度(2018年度) 2,171件　平成31年度(2019年度) 2,279件　平成32年度(2020年度) 2,392件

居宅生活動作補助具　平成30年度(2018年度) 2件　平成31年度(2019年度) 2件　平成32年度(2020年度) 2件

手話奉仕員養成研修事業　平成30年度(2018年度) 21人　平成31年度(2019年度) 25人　平成32年度(2020年度) 28人

移動支援事業　延べ利用時間数　平成30年度(2018年度) 18,728時間　平成31年度(2019年度) 19,714時間　平成32年度(2020年度) 20,758時間

地域活動支援センター事業　実利用者数　平成30年度(2018年度) 133人　平成31年度(2019年度) 133人　平成32年度(2020年度) 133人

第１期貝塚市障害児福祉計画

成果目標

(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置　目標１か所（設置済）

保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築　目標１か所

(2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援　目標１か所

放課後等デイサービス　目標１か所

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

目標設置

障害児福祉サービスの利用見込量（月平均）

人日分とは「延べ利用日数」のことです。

児童発達支援　平成30年度(2018年度) 548人日分　平成31年度(2019年度) 557人日分　平成32年度(2020年度) 557人日分

医療型児童発達支援　平成30年度(2018年度) 15人日分　平成31年度(2019年度) 15人日分　平成32年度(2020年度) 15人日分

放課後等デイサービス　平成30年度(2018年度) 2,436人日分　平成31年度(2019年度) 2,830人日分　平成32年度(2020年度) 3,224人日分

保育所等訪問支援　平成30年度(2018年度) 1回　平成31年度(2019年度) 1回　平成32年度(2020年度) 5回

居宅訪問型児童発達支援　平成30年度(2018年度) 1回　平成31年度(2019年度) 1回　平成32年度(2020年度) 1回

障害児相談支援　平成30年度(2018年度) 31人　平成31年度(2019年度) 38人　平成32年度(2020年度) 45人

計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「貝塚市障害者施策推進協議会」及び「貝塚市障害者自立支援協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。また、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。

第３次貝塚市障害者計画

第５期貝塚市障害福祉計画

第１期貝塚市障害児福祉計画

概要版テキスト版

平成30年(2018年)３月　発行

貝塚市

問合せ先

貝塚市福祉部 障害福祉課

郵便番号597-8585

貝塚市畠中１丁目17番１号

電話(072)433-7012

FAX(072)433-1082